

令和 7年5月29日

奈良県田原本町

京奈和自動車道 田原本インターチェンジの早期整備 について要望活動を実施しました

令和7年5月13日、京奈和自動車道（大和北道路・大和御所道路）の整備促進を求め、国土交通大臣および財務副大臣に対して要望活動を行いました。これに先立ち、5月8日には国土交通省近畿地方整備局長にも同様の要望を行っています。

京奈和自動車道は、奈良県を南北に縦断する重要な幹線道路であり、地域経済の活性化や防災機能の向上に大きく寄与する社会基盤です。これまでの整備の進展に深く感謝申し上げるとともに、今後のさらなる整備促進を強くお願いするものです。

大和御所道路の橿原高田 IC～橿原北 IC 間については、すでに用地取得が完了しているものの、現時点で供用時期が明示されていません。この区間は交通量が多く、渋滞が慢性化していることから、早期の供用による交通環境の改善が課題となっています。

また、全線開通にあわせて整備が予定されている（仮称）田原本 IC 周辺では、すでに企業立地が進んでおり、今後さらなる進出も見込まれます。こうした中、インターチェンジ整備の進捗が、企業の進出判断に一定の影響を与えていると受け止めています。さらに、沿道には磯城消防署の移転が予定されているほか、高度救助隊の配備も計画されています。加えて、大規模災害時には、県外からの緊急消防援助隊を受け入れる一時集結場所及び宿営場所等としての活用も想定されており、IC 整備は広域的な防災・救助体制の構築においても重要な役割を果たすと考えています。

こうした状況を踏まえ、未整備区間の早期事業化とインターチェンジ整備の着実な進展に向け、今後も関係機関と連携しながら働きかけてまいります。

※要望内容の詳細は別紙をご参照ください。

< 要望先 > ①国土交通大臣、②財務副大臣、③近畿地方整備局長、



本件に関する問合せ先

秘書広報課: TEL/0744-33-9037

まちづくり建設課 TEL/0744-34-2077

国土交通大臣 中野 洋昌 様

要望書



令和7年5月
奈良県 田原本町

京奈和自動車道（大和北道路、大和御所道路）のミッシングリンクの解消と大和御所道路（仮称）田原本ＩＣの早期整備

京奈和自動車道 大和北道路、大和御所道路の整備推進につきましては、多大なご尽力を賜り感謝申し上げます。

京奈和自動車道は、奈良県の南北の基軸であり、企業誘致や地域活動の拡大といった本県の地方創生の実現に欠くことのできない重要な高規格道路です。これまで、工事が完了した区間から随時供用して頂き、令和３年４月には、大和御所道路（仮称）橿原ジャンクション大阪方面接続ランプが令和８年春に供用することが公表され、周辺道路の渋滞の緩和や、交通安全性の向上に大きな期待をしております。

しかしながら、大和御所道路でミッシングリンクとなっている橿原高田ICから橿原北ICまでの未整備区間は、用地取得が完了しているものの、未だ供用目標時期が示されておらず、慢性的な渋滞による人流・物流の所要時間の増加は、日々の生活や産業活動に大きな負の影響を受けています。

また、(仮称)田原本ICは、大和御所道路の全線開通に伴い整備される予定となっており、IC周辺では企業立地も進み整備の大きな効果が出ている一方で、未整備を理由に立地を見送る企業も存在しています。

このため、次のことを要望します。

1. 大和北道路及び大和御所道路のミッシングリンク区間の整備推進と、早期全線供用にむけた供用目標の早急な公表
2. 大和御所道路の全線開通に合わせた(仮称)田原本ＩＣの整備推進

これらの項目を実現し、必要な道路整備・管理を計画的かつ長期安定的に進められるよう、今後５年間でおおむね２０兆円強程度を目途とする事業規模を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画を策定し、必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保し着実に推進するとともに、今後の災害発生状況や資材価格・人件費の動向を踏まえ、柔軟かつ迅速に必要な措置をお願いします。

京奈和自動車道【大和御所道路・大和北道路】

要望事項

■大和御所道路

◇橿原北IC～橿原高田IC

用地取得
完了

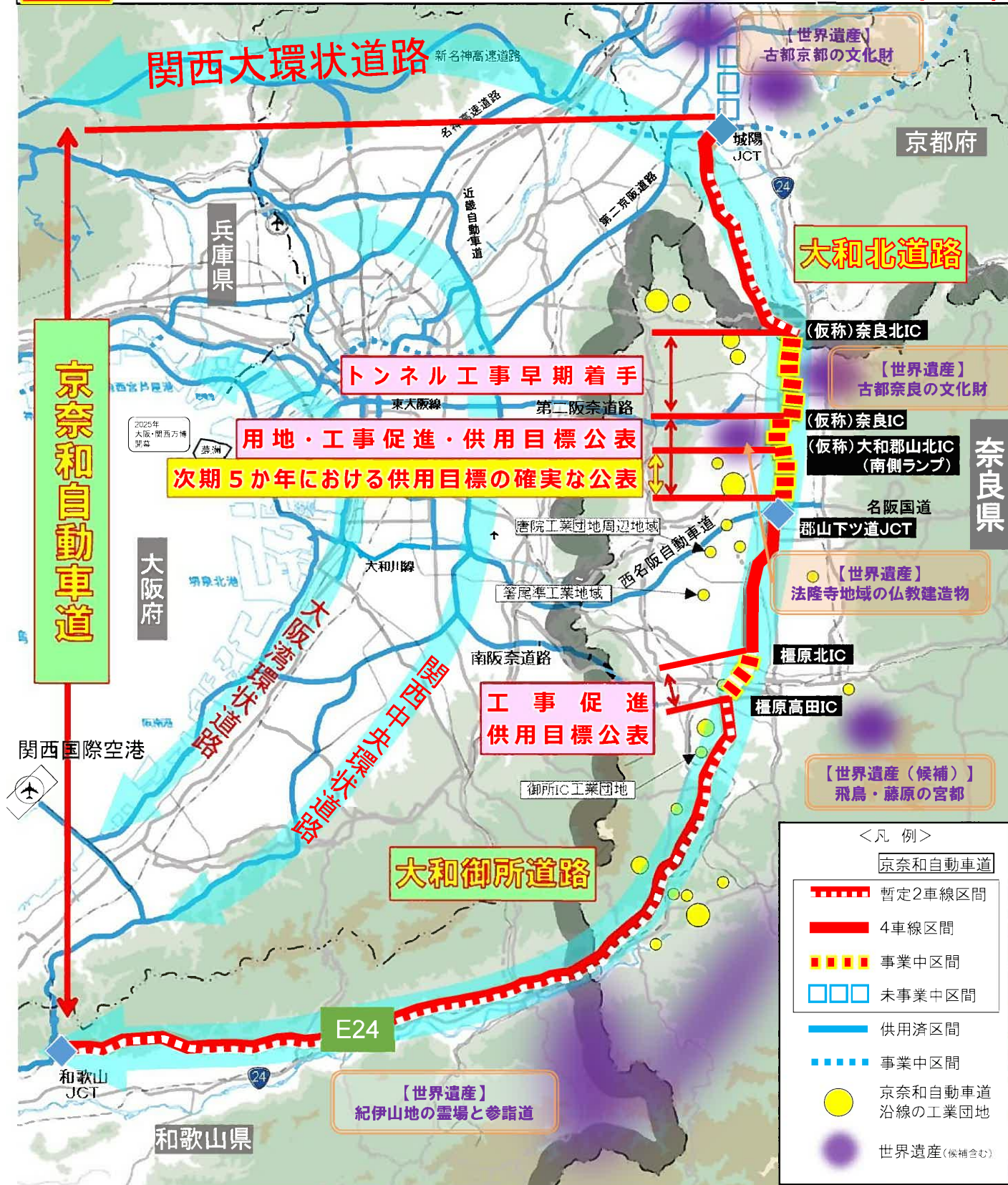
- ・（仮称）橿原JCT（大阪方面接続ランプ）の令和8年春開通
- ・本線の早期開通にむけて、
供用目標を早急に公表、工事の促進

■大和北道路

◇（仮称）奈良IC～郡山下ツ道JCT

用地取得
残り1筆

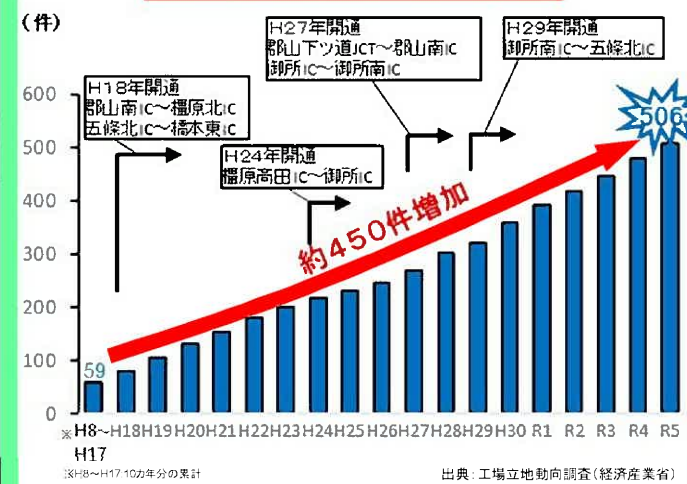
- ・工事及び用地取得等の促進、早期開通にむけて供用目標を早急に公表
- ☆『（仮称）大和郡山北IC（南側ランプ）～郡山下ツ道JCT』間
次期5か年における供用目標の確実な公表
- ◇（仮称）奈良北IC～（仮称）奈良IC
- ・トンネル工事の早期着手



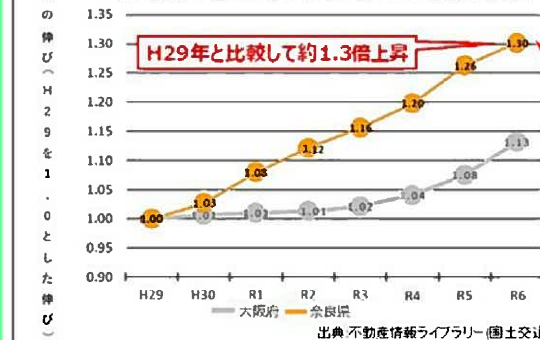
整備効果 企業立地の潜在力の向上

令和5年の工場立地件数は28件
⇒全国10位、近畿7府県中2位

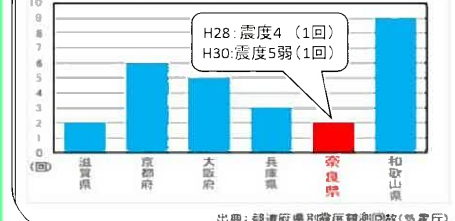
〈奈良県内の工場立地件数〉



奈良県と大阪府の工業地における地価の推移

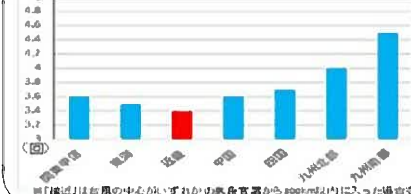


震度4以上の震度観測回数（平成26年～令和5年までの10年間）



奈良県
近畿全体の平均
2.8 3.4
回 回

平均台風接近距離（平成26年～令和5年までの10年間）



整備効果 周遊観光の支援

■京都市～和歌山市の所要時間

国道24号を
利用した場合

京奈和自動車道
を利用した場合

約310分

約100分

京奈和自動車道の場合

約40分

和歌山 約60分

奈良

京都

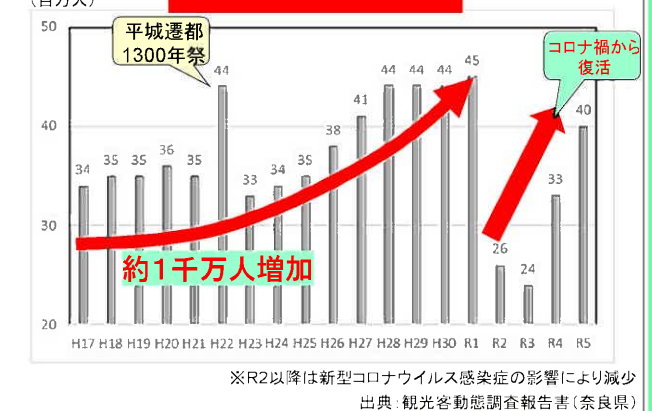
約210分

約100分

国道24号の場合

※近畿地方整備局事業再評価資料（R5.1）を参考に作成

〈奈良県の観光客の推移〉

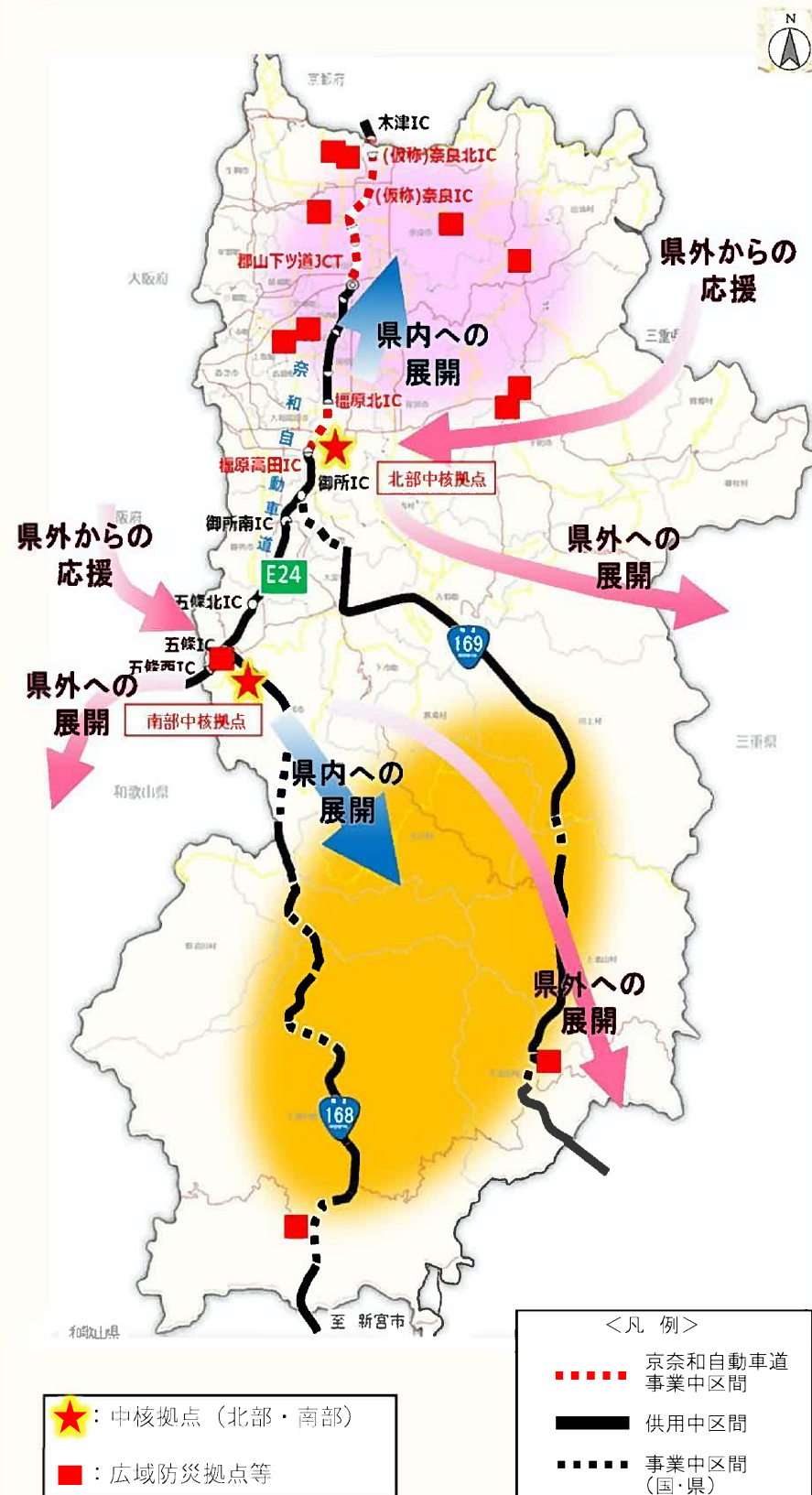


訪日外客数・奈良県訪問者数の推移



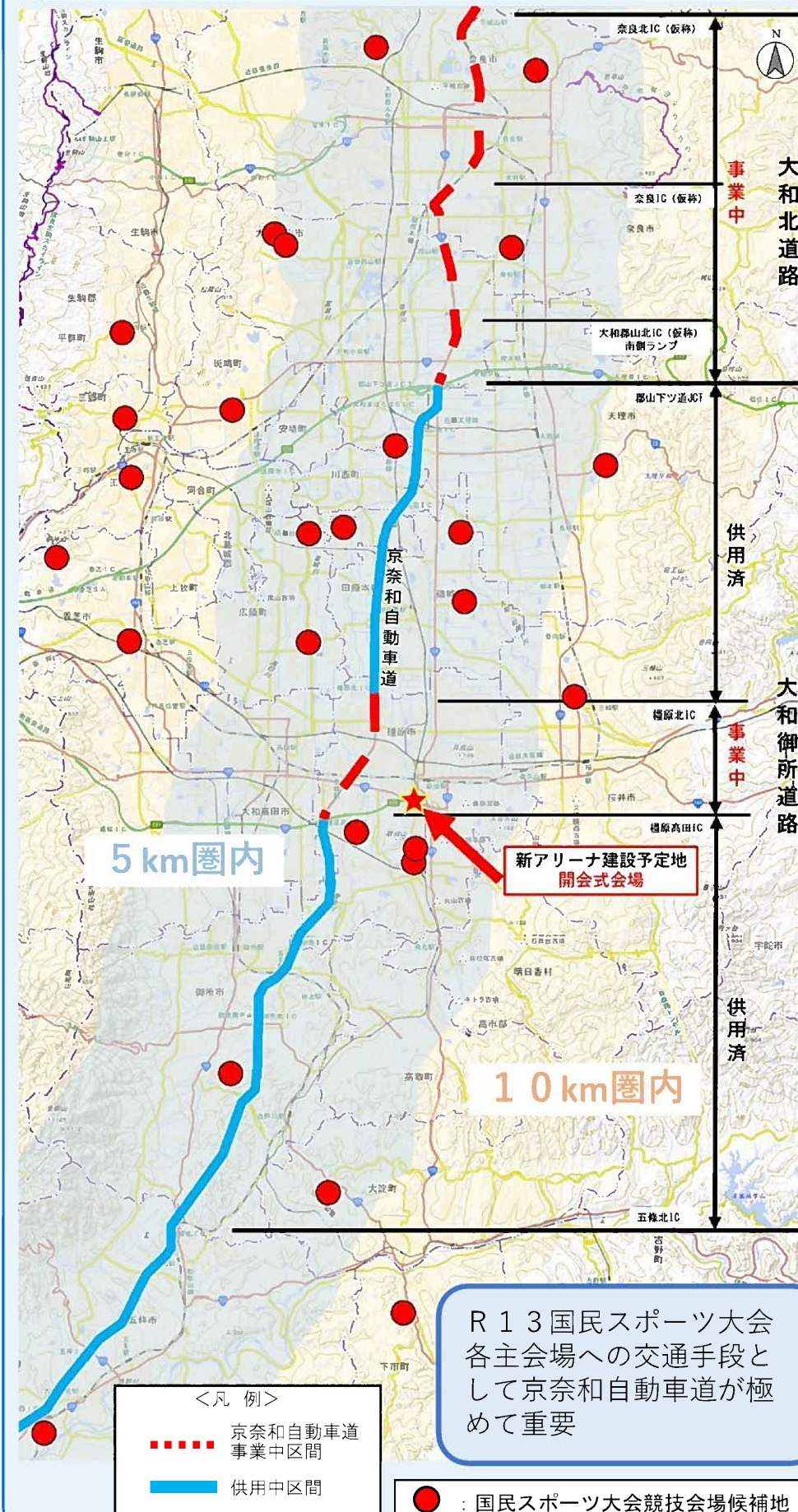
国土強靱化に向けた基盤強化 ～京奈和自動車道の早期整備を～

広域防災拠点等へのアクセスに不可欠



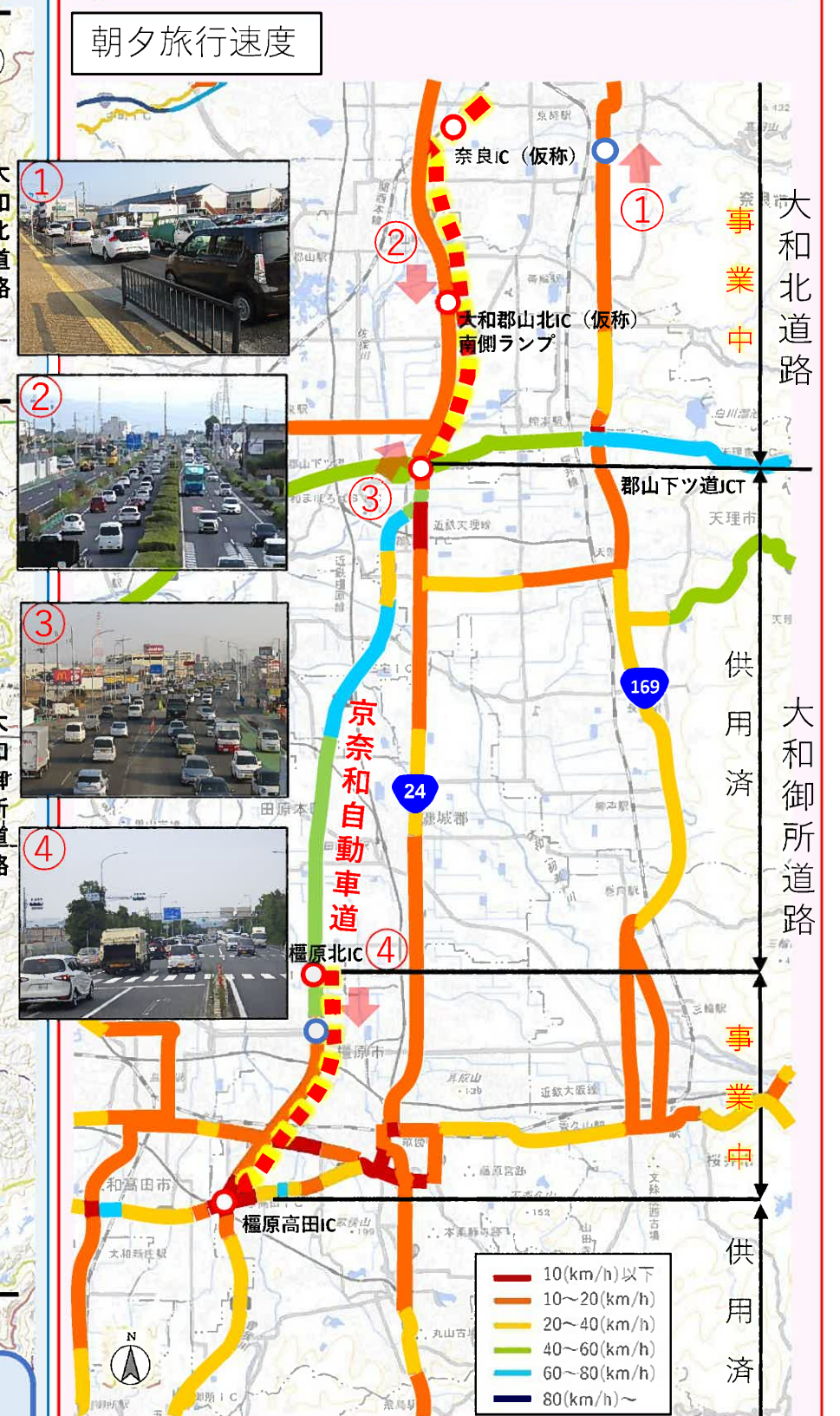
北部中核拠点及び南部中核拠点を効果的に活用するためには、京奈和自動車道をはじめとしたアンカールート（アンカー）の整備が不可欠

R13 国民スポーツ大会の大動脈



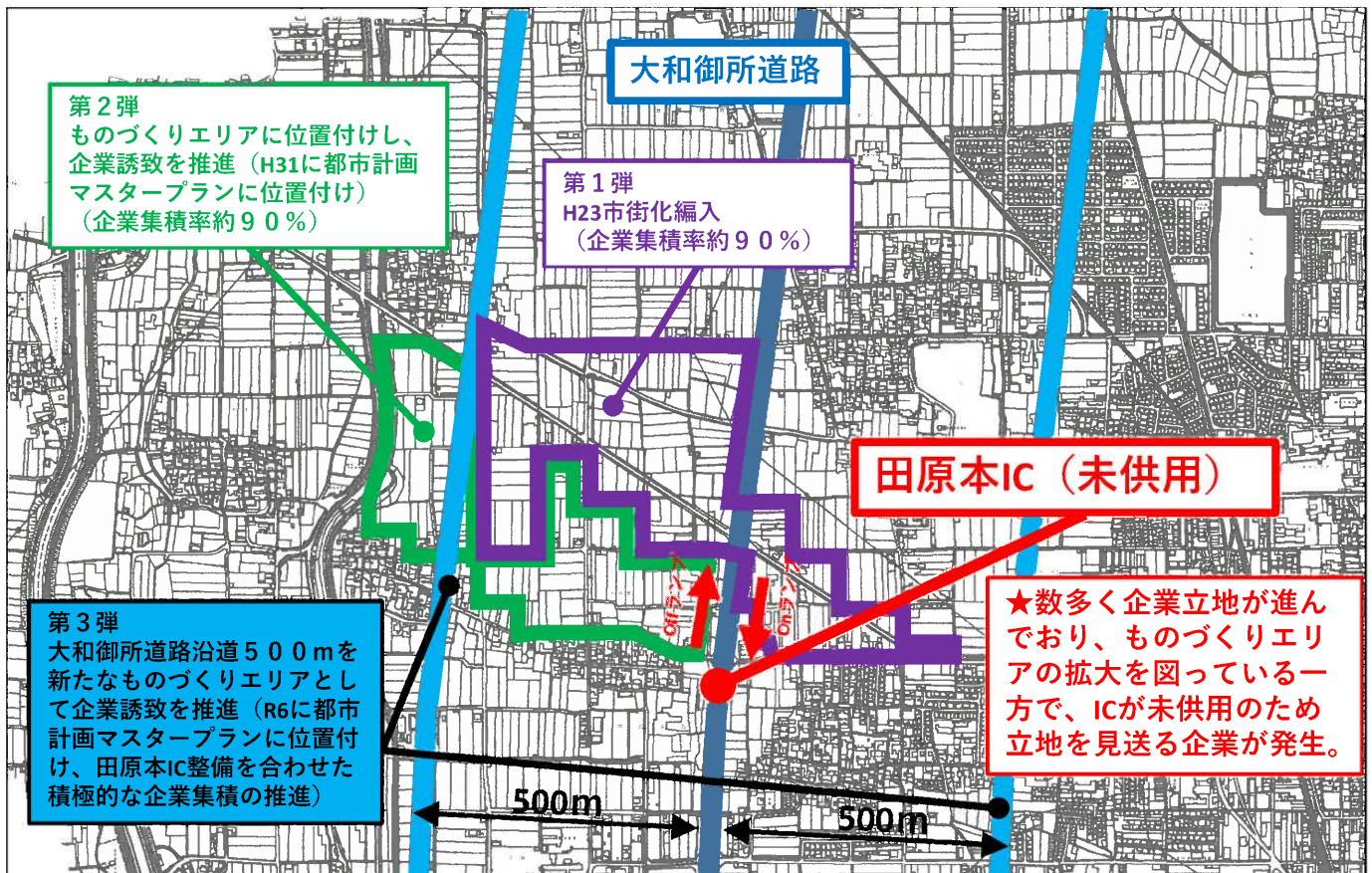
R13 国民スポーツ大会各主会場への交通手段として京奈和自動車道が極めて重要

ミッシングリンク区間の大渋滞



京奈和自動車道のミッシングリンク区間（赤点線部）及び並行する国道において、慢性的な渋滞が発生 ⇒ 早急な対策、整備が必要

大和御所道路におけるミッシングリンクの解消



田原本町ものづくりエリアにおける企業立地状況

大和御所道路

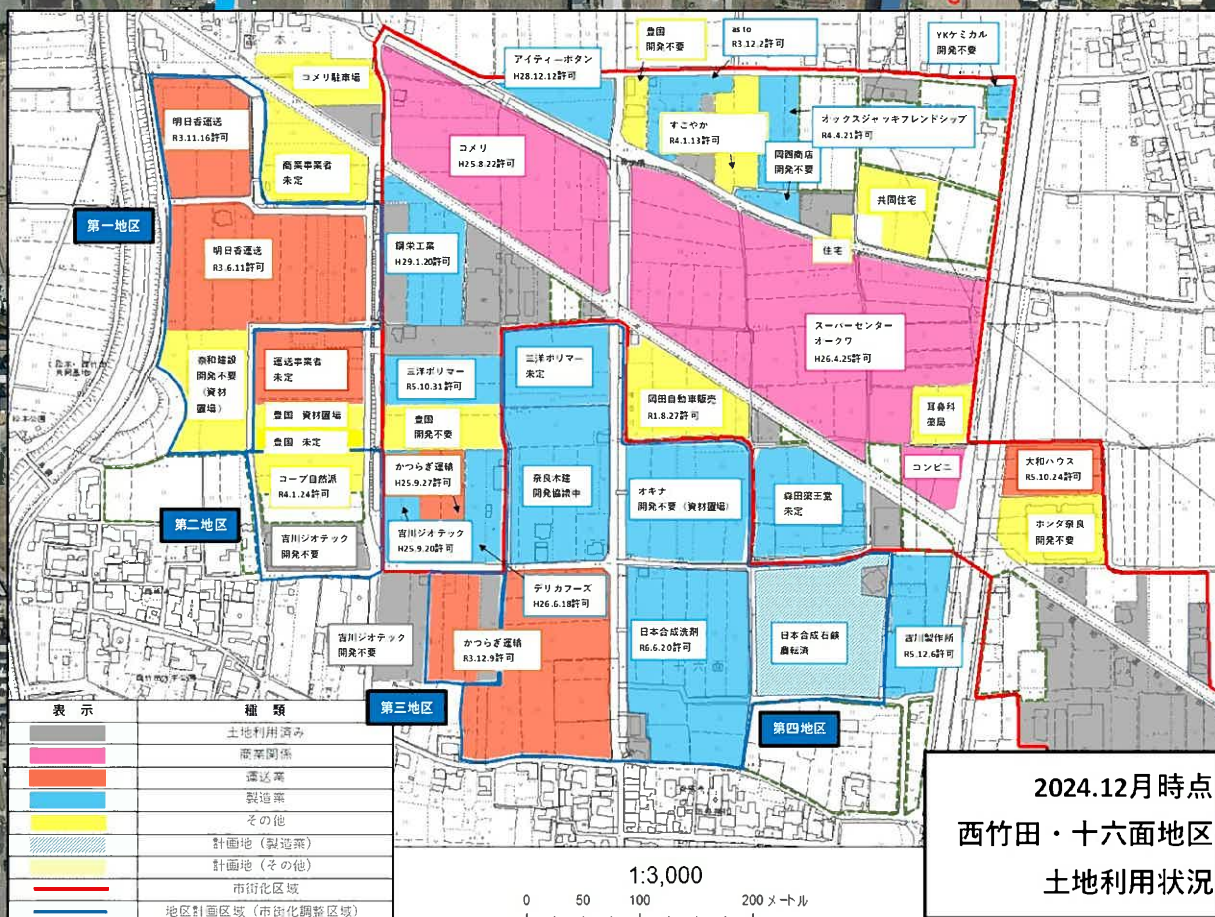
H23市街化編入
(企業集積率約90%)

500m

大和御所道路沿道500mを新たなものづくりエリアとして企業誘致を推進
(R6に都市計画マスタープランに位置付け)

ものづくりエリアに位置付けし、企業誘致を推進 (H31に都市計画マスタープランに位置付け)
(企業集積率約90%)

田原本IC
(未供用)



流域貯留浸透事業の実施に伴う地域支援

要 望

令和3年11月1日に施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和3年12月24日に、一級河川大和川水系大和川他18河川と大和川流域が、同法の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を受けました。

特定都市河川の指定に伴い、大和川特定都市河川流域の浸水被害防止を図ることを目的とした「大和川流域水害対策計画」を令和4年5月27日に策定し、流域の関係者は、本計画に沿って、雨水貯留施設等のハード整備の加速化に加え、公共・民間による雨水貯留浸透施設整備の促進、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策等を流域一体で計画的に進め、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図っており、本町としても、当該計画に基づき、いち早く雨水貯留浸透施設の整備に取り組んでいるところであります。

今後も、水害対策を進めている自治体が、力強く着実に水害対策を進めて行ける様に、下記事項についてお願いします。

記

1. 特定都市河川浸水被害対策事業の推進に向けた重点的な支援の継続
2. 雨水貯留浸透施設に対する緊急浚渫推進事業の適用拡大
3. 貯留機能保全区域における農地の貯留機能を健全に維持していくために、以下の点等について農林水産省とともに検討
 - ① 貯留機能保全区域を対象とする新たな補助制度を創設
 - ② 多面的機能支払交付金の加算措置に「貯留機能保全への支援(貯留機能保全区域の指定)」を追加

1. 特定都市河川浸水被害対策事業の推進に向けた重点的な支援の継続

国からの支援により進めている貯留施設整備事業（奈良県平成緊急内水対策事業）により浸水被害が解消するなど大きな効果が出ています

引き続き、重点的な支援をお願いします



周辺住民の声（6月2日降雨後に聞き取り）



ひとまず、浸水被害がなくてよかった。大雨の中、平成緊急内水対策の貯留施設が動いているのが気になり、数回見に行った。今回の雨で、貯留施設の整備の効果が実感できた。整備していただいたことに感謝。



水路のぎりぎりまで水位が上がり、やはり不安を感じた。今回、溢れなかったのは貯留施設の整備の効果だと思うが、劇的に安心感が増したわけではない。今後も水害対策を頑張ってほしい。

2. 緊急浚渫推進事業の適用拡大

河川区域外である雨水貯留浸透施設に対しても、緊急浚渫推進事業の適用拡大※1（総務省への働きかけ）

○河川、ダム、雨水貯留浸透施設の国費率・交付税措置率の違い

	河川	ダム	雨水貯留浸透施設
建設費	国費：0.5 交付税措置※2：0.1 【実質負担：0.4】	国費：0.5 交付税措置：0.1 【実質負担：0.4】	国費：0.5 交付税措置※2：0.1 【実質負担：0.4】
維持管理（浚渫）	緊急浚渫の適用可 （河川区域内） 交付税措置※3：0.7 【実質負担：0.3】	緊急浚渫の適用可 （河川区域内） 交付税措置：0.7 【実質負担：0.3】	緊急浚渫の適用不可 （河川区域外） 単独費 【実質負担：1.0】

※1 R7年度からは、新たに農業用排水路の浚渫が対象事業に追加

※2 公共事業等債を活用した場合

※3 緊急浚渫推進事業債を活用した場合

3. 貯留機能保全区域の指定拡大に向けて

貯留機能保全区域の指定

農地の保全

⇒ 区域指定が農地保全につながる

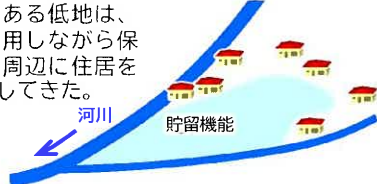
貯留機能の保全

⇒ 農地保全により浸水被害の拡大が抑制

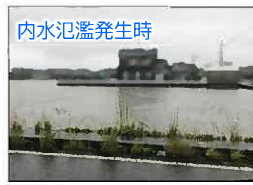
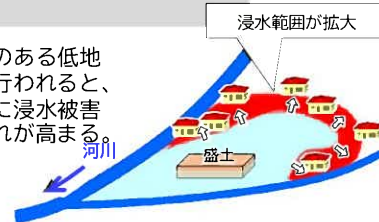
【貯留機能保全の必要性(イメージ)】

貯留機能保全区域に指定されることで、盛土等による浸水範囲の拡大が抑制され、その周辺の地域を浸水被害から守ります

貯留機能のある低地は、農地等で利用しながら保全し、その周辺に住居を構えて生活してきた。



貯留機能のある低地で盛土が行われると、周辺家屋に浸水被害が及ぶ恐れが高まる



農地が保全されていることで浸水被害の拡大抑制につながっています。農地が失われると家屋等の浸水被害のリスクが高まります。

- ◆ 貯留機能保全区域は、上流域からの洪水を受け止め、浸水被害拡大を抑制する重要な役割を担っており、区域指定の拡大は地域全体の防災力向上に寄与
- ◆ しかし、区域指定に伴う営農者へのインセンティブが不足（固定資産税等の減免（最大3年間）のみ）であり、区域指定を拡大していくことが困難
⇒ 営農支援の拡充が必要（農林水産省への働きかけ）

① 新たな補助事業制度の創設

貯留機能保全区域を対象に推進費が交付される新たな補助制度を創設

- ◆ 農地耕作条件改善事業では、担い手への農地集積や高収益作物の導入等の要件を満たす場合に、別途推進費等が交付される
- ◆ 区域指定を拡大するためには、貯留機能保全区域内の土地改良事業に対し推進費等が交付される補助制度の創設などの営農支援が必要

② 多面的機能支払交付金における貯留機能保全区域に対する加算措置の追加と交付金申請に伴う支援

加算措置に「貯留機能保全への支援（貯留機能保全区域の指定）」を追加

- ◆ 田んぼダム(田んぼに降った雨を一時貯留し流出を抑制)には、加算措置
- ◆ 貯留機能保全区域の指定は、上流域からの洪水を受け止め浸水被害拡大を抑制する機能を維持しようとするものであり、制度に協力する営農者に対しては、より重点的な支援が必要

多面的機能支払交付金：

地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援

農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の歪みの補修



ため池の外來種駆除

交付単価					
下記のうち、国：1/2、県：1/4、市町村：1/4 (円/10a)					
	都府県	北海道			
①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③農地維持支払	④資源向上支払 (共同)※1	⑤農地維持支払	⑥資源向上支払 (共同)※1
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480
草地	250	240	400	130	120

項目を追加

【加算措置】下記は、現状の加算措置		(円/10a)	
項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援拠点の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)への支援	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400